

平成28年(ワ)第468号,平成29年(ワ)第212号

平成30年(ワ)第224号

原告 小坂正則 外568名

被告 四国電力株式会社

令和2年1月30日

大分地方裁判所

民事第1部合議B係 御中

意見陳述書

原告ら代理人を代表して、次の2点について、意見を申し述べます。

第1は、本件原発に関して起こった3つの出来事の意義についてであり、第2は、今回提出した原告らの準備書面(10の2)の趣旨についての説明です。

1 本件原発に関する最近の3つの出来事について

(1) 定期検査中に頻発したトラブルについて

ア 伊方原発3号機は、昨年12月26日から定期検査が開始されましたが、今年に入って、重大なトラブルが相次いで発生しています。

まず、1月12日には、原子炉格納容器の燃料固定装置上部をクレーンで引き上げようとした際、制御棒1本が一緒に吊り上がり、約7時間、原子炉から引き抜かれるという状態になりました。

次いで20日には、使用済み核燃料プール内の燃料の落下を示す信号が発信されるという事故を生じています。

これは、クレーンで燃料を移動させていた際、燃料が点検装置内に正しく挿入されず、装置の枠に乗り上げたために生じたものとみられると報道されています。

そして、25日には、「ほぼ全ての電源が一次的に喪失し」、非常用ディーゼル発電機が起動する等して、復旧するという深刻な事故が発生したこと

が明らかとなりました。

いずれも、一步間違えれば、深刻な大事故になりかねないトラブルであり、被告代表者が、愛媛県庁を訪問して、知事に謝罪するという事態となっています。

イ これらのトラブルは、私たちに、被告のいう原発の安全性なるものが、如何に危ういものであるのかということ、改めて教えてくれました。

(2) 広島高裁の運転差止決定について

ア 去る1月17日、広島高等裁判所は、本件原発について、「原子炉の運転をしてはならない」旨の決定をいたしました。

運転差止の理由とされているのは、本件原発の敷地に極めて近い佐田岬半島北岸部に活断層が存在する可能性を否定できないのに、被告が、活断層は存在しないとして、原子炉設置許可等の申請を行い、規制委員会が、これを問題ないとしたことにあります。

こうした決定における判断の根拠となったのは、地震調査研究推進本部地震調査委員会が、平成29年12月19日に公表した「中央構造線断層帯長期評価」（第二版）が、この佐田岬半島北岸部について、「現在までのところ、探査がなされていないために、活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる」と指摘したことです。

この佐田岬半島北岸部とは、本件原告らにとっても、文字通り至近距離にあることとなります。

イ こうした広島高裁決定を受けて、痛感するのは、そもそも被告は、当初において、中央構造線断層帯を活断層ではないとしていたということです。

同高裁の決定書によれば、被告は、地震調査研究推進本部の「長期評価」（第二版）の記述に対して、自分たちの海上音波探査の結果を見落としたか、これを意図的に排除した一委員の個人的見解にすぎないと攻撃しているようですが、こうした被告の対応には、自らの調査不足を棚に上げて、責任を転嫁するという基本姿勢が典型的に示されています。

この佐田岬半島北岸部における活断層としての調査不足という問題は、被

告が、本件原発の安全性を判断するにあたって、起こりうる事態を可能な限り、想定するという鉄則を守っていないということを明らかにしたというべきです。

2 原告らの準備書面(10の2)の骨子について

(1) はじめに

ア 今回原告らが提出した準備書面(10の2)は、本件の主要な争点である基準地震動に関する各論部分についての原告らの主張を要約したものです。

原告らとしては、前回陳述した準備書面(10の1)と合わせて、基準地震動に関する主張整理を、終了させるという考えでしたが、今回の広島高裁決定を得て、主張について補足する必要があると思料しており、近日中に準備書面(10の3)を提出する予定にしています。

イ 準備書面(10の2)は、基準地震動の各論的な争点として、①規制基準自体の合理性の問題と、②本件原発に関する規制委員会による適合性判断の適否の問題に大別して論述しています。

(2) 規制基準の非合理性について

この点に関する原告らの主張は、次の3点から構成されています。

第1は、東日本大震災を経て、新たに制定された規制基準が、大震災の教訓を真摯に踏まえていないということです。

この点に関しては、特に、国会事故調査委員会が、従前の指針類の「抜本の見直し」が必要であると勧告したことが、全く無視され、従来の枠組みを維持したままでの、部分的見直しにとどまっているということが、重要です。

第2は、新たに定められた基準地震動の算出ルールが不明確だということです。

この点では、新規制基準の策定に関与した防災科学技術研究所の藤原弘行領域長の発言が極めて重要であり、具体的な算出ルールは時間切れで作れず、「どこまで厳しく規制するのかは裁量次第になった」と述べて、規制委員会の審査への「丸投げ」になったことを認めています。

現実に、規制基準の策定に関与した立場からの告白であり、その意味するところは、極めて重要だと思えます。

第3は、規制基準が、三次元地下構造調査を省略することを許す例外規定を設けてしまったということです。

地下構造が成層かつ均質であると認められる場合には、三次元地下構造探査を省略することができる旨の規定は、被告をはじめとする電力会社が、その実施に多額の費用を要する三次元地下構造探査を省略する逃げ場を与えてしまったのです。

(3) 本件適合性判断の不合理性について

ア 原告らが、今回の準備書面において指摘した問題点は多岐にわたりますので、その一つ一つについて説明することは、省略させていただきます。

イ 最大の問題点は、基準地震動の設定において、敷地及び周辺の地下構造についての三次元探査が実施されていないことを看過しているということです。

被告は、オフセットVSP探査によって、地盤は水平成層かつ均質であることが判明した等と主張していますが、しかしながら、このような探査は、規制委員会の定める「成層かつ均質」の判断基準に全く反しています。規制委員会は、地下構造が「成層かつ均質」であるかどうかの判断についても、三次元的なデータをもって行うことを求めており、二次元的な探査であるオフセットVSP探査はこれに該当しないからです。

ウ 次に原告らが問題だと主張するのは、中央構造線断層帯によって起こりうる地震規模の想定が過小評価であり、非科学的だということです。

被告は、中央構造線断層帯が、約480kmという、その全面で動いたケースにおけるモーメントマグニチュード(M_w)を、7.7～8.0と想定していますが、地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成23年2月18日に公表した「中央構造線断層の長期評価」によれば、このようなケースにおいて想定されるM_wは、8.0～8.5であり、被告の想定が、この「長期評価」を著しく下回っているということです。

エ 更に、被告は、断層モデルを用いた中央構造線断層帯における地震規模の想定においても、専門家の間において、いくつかの計算式が提唱されているのに、その内で、より、想定される規模が小さくなる方を一貫して採用しています。

例えば、被告は、中央構造線断層帯が約54kmの範囲で動いたケースにおける地震モーメントを想定するにあたって、入倉・三宅式を採用し、松田式や武村式を採用していないのですが、この入倉・三宅式は、従前から、地震モーメントを過小評価してしまうという欠陥が指摘されており、現に平成28年熊本地震において、武村式は、実測値と整合したことが明らかになっているところ、入倉・三宅式では、実測値を大きく下回ったとされているのです。

オ その他、被告の南海トラフ地震に関する地震規模の想定が、M8.3にとどまっており、「推進本部」のM8～M9という想定を下回っていること、南海トラフ巨大地震と中央構造線断層帯による地震とが連動する可能性を全く想定していないこと等、被告の地震動評価に一貫しているところは、如何にして想定すべき地震規模をより小さく描き出すのかということへの執着であって、およそ、原発に求められる最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断とは程遠いものであることは明らかです。

3 結び

今回の広島高裁決定は、原発の安全性の判断にあたって、司法に求められる使命を勇気をもって示したものと高く評価することができます。

本件審理にあっても、裁判所が、一切の先入観を排して、私たち市民の人権の守り手としての使命を果たされるよう願ってやみません。

以上